

公益社団法人部落問題研究所 研究活動に係る不正防止に関する規則

(2016年 3月 6日)

(2023年 1月22日改訂)

(趣旨)

第1条 公益社団法人部落問題研究所(以下「研究所」という)において研究活動に関わるすべての者が、研究活動に係る不正を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、本規則を定める。

(定義)

第2条 この規則において「研究者等」とは、研究活動を行う本研究所の研究員その他研究所における研究課題に参加するすべての者を指す。

2 この規則において「研究活動に係る不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

- 一 捏造 存在しない資料、調査結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料等を変更する操作を行い、研究活動によって得た資料等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析方法、研究結果、論文または用語等を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- 四 その他の不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により資料等を取得、公表もしくは伝達すること。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

(研究データの保存)

第4条 研究者等は、公開した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存しなければならない。

2 前項に規定する研究データの保存期間は、その研究成果公開から原則10年とする。

3 研究者等が公開した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果およびその研究データ等に関して問い合わせがあった場合、当該研究者はその研究データ等を開示しなければならない。

(研究倫理教育)

第5条 研究所における研究課題に参加するすべての研究者等は、研究所が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

(最高管理責任者)

第6条 理事長は、研究所の管理・運営に最終責任を負う最高管理責任者として、本規則に定める不正行為防止の取組を推進しなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第7条 研究所に、研究者等による不正行為を防止するため、研究倫理委員会を置く。

2 研究倫理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 常務理事

二 理事 2名（研究委員長を含む）

三 監事 1名

四 職員 1名（研究委員会事務担当）

2 研究倫理委員会に委員長を置き、研究委員長をもって充てる。

3 研究倫理委員会の委員長は、前条に定める研究倫理教育の実施および研究者等の受講状況の把握に責任を負う。

（研究倫理委員会の運営）

第8条 研究倫理委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長をもって充てる。

2 研究倫理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（研究倫理委員会の職務）

第9条 研究倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画および実施に関する事項

二 学術研究倫理に係る国内外における情報の収集および分析に関する事項

三 研究者等の不正行為に係る調査に関する事項

四 その他学術研究倫理に関する事項

（通報窓口の設置）

第10条 研究者等の不正行為について、相談および告発のための通報窓口を置く。

2 通報窓口は、研究所の監事をもって充てる。

3 監事は、不正行為に関する通報を受理した場合、速やかに理事長に報告しなければならない。

4 監事は、不正行為に関する通報を受理した場合、通報を受理した旨およびさらに詳細な情報の提供や当該通報にもとづいて行う調査等への協力を依頼することがある旨を、通報者に通知する。

5 監事は、自己との利害関係を持つ事案に関与することはできない。

6 前項の事案が発生した場合には、監事のうちで利害関係を持たない者が、当該事案を担当するものとする。

（通報等の取り扱い）

第11条 不正行為に関する通報は原則として、書面、電子メール、ファックス又は面談によるものとする。

2 通報等は原則として顕名により行われるものとする。ただし、匿名による通報であっても、不正行為を行ったとする研究者、事案等の内容が明示され、かつ不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されている場合は受理するものとする。

3 告発の意思を明示しない相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。

4 不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという通報については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、被通報者に対する警告を行う。ただし、被通報者の所属が研究所以外の機関であるときは、その所属する研究機関に事案を回付することができる。

5 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合、又はインターネット上に不正行為の疑いが掲載されていることを把握した場合は、前条に規定する通報を受け付けたものとして取り扱うことができる。

(通報者等の取り扱い)

第12条 理事長は、通報窓口寄せられた告発や相談の当事者名、告発・相談内容等について、通報者および被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 監事は、悪意にもとづく告発等であることが判明したときには、理事長にその旨を報告する。その場合、理事長は、当該通報者の氏名を公表し、さらにその者が研究所に所属する者であるときは、懲戒処分等の必要な措置を講ずるものとする。

3 理事長は、悪意にもとづく通報であることが判明しない限り、通報者に対し、単に通報したことを理由に懲戒処分等の不利益な取扱いをしてはならない。

4 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、その研究活動の禁止や懲戒処分等の不利益な取扱いをしてはならない。

(不正行為に関する予備調査)

第13条 不正行為等に係る通報を受理した場合、監事から報告を受けた研究倫理委員会は速やかに予備調査を行い、原則として30日以内に本調査の要否を判断する。

2 当該事案に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

3 本調査を行わないことを決定した場合、理事長は、その旨を理由とともに通報者に通知し、また、予備調査に係る資料等はこれを保存することとし、通報者、文部科学省および配分機関等の求めがあれば開示しなければならない。

(不正行為に関する本調査)

第14条 前条による予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をなすべきものと判断された場合、研究倫理委員会は、予備調査の結果を添えて、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合、速やかに調査委員会を設置し、調査委員会は原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。

3 理事長は、本調査の実施を決定したときは、通報者および被通報者にその旨を通知して調査への協力を求めるとともに、文部科学省および配分機関等に本調査をおこなう旨を報告する。

4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、委員の半数以上は研究所に属さない外部有識者とする。

一 研究倫理委員会の委員長

二 理事長と研究委員長を除く研究所の理事のうちから理事長が指名する者 若干名

三 理事長が指名する外部有識者 若干名

5 前項の委員は通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

6 調査委員会に委員長1名を置き、研究倫理委員会の委員長をもって充てる。

7 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。

8 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者および被通報者に通知する。

9 前号通知を受けた通報者および被通報者は、調査委員について異議がある場合、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、理事長に対して書面により申立をすることができる。

10 前号異議申立があった場合、理事長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者および被通報者に通知する。

(調査委員会による本調査の実施)

第15条 調査委員会は、本調査にあたり、指摘された当該研究に係る物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に精査して判断する。この際、被通報者に弁明の機会が与えられなければならない。

2 本調査の対象には、通報された当該事案のほか、調査委員会の判断により、関連する被通報者の他の研究を含めることができる。

3 調査委員会は、本調査の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置を執る。

4 理事長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務と説明責任)

第16条 通報者および被通報者は、本調査に対して積極的に協力する義務および真実を述べる義務を負う者とし、被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法と手続きおよび論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 その他当該通報事案の関係者は、予備調査および本調査に積極的に協力しなければならない。

(認定)

第17条 調査委員会は、本調査開始から原則として100日以内に、不正行為の有無を判定し、不正行為と認定した場合は、その内容、不正行為への関与者とその関与の度合い、不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割についても認定し、その結果を速やかに理事長に対して報告しなければならない。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、本調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を行う。なお、この認定にあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知および報告)

第18条 理事長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者および被通報者に書面により通知する。被通報者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも調査結果を通知する。また、文部科学省および配分機関等にも調査結果を報告する。

2 理事長は、悪意に基づく通報との認定があたったとき、通報者が研究所以外の機関に所属する者である場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第19条 不正行為と認定された被通報者または悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果通知の日の翌日から起算して10日以内に、書面により、調査委員会に対して不服

申立てをすることができる。

2 理事長は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知するとともに、文部科学省および配分機関等にも報告する。被通報者が研究所以外の機関に所属する者である場合は、被通報者の所属機関にも通知する。

3 理事長は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者、通報者の所属機関に通知するとともに、文部科学省および配分機関等にも報告する。

4 不服申立ての審査は調査委員会が行う。

5 不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、または調査委員会の公正性に関わるものである場合には、理事長の判断により、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

6 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定しなければならない。

7 調査委員会、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立てを行った被通報者または悪意に基づくものと認定された通報者に対し、その決定を通知する。また、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、文部科学省および配分機関等に報告する。

8 再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被通報者から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、理事長に報告しなければならない。

9 理事長は、再調査結果を直ちに、通報者および被通報者に書面により通知するとともに、文部科学省および配分機関等にも報告する。

(調査結果の公表)

第20条 理事長は、調査委員会において不正行為の認定があった場合、または悪意に基づく通報と認定されたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の場合、原則として氏名を公表することとし、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。

3 理事長は、調査事案が外部に漏えいしていた場合、または社会的影響の大きい重大な事案の場合については、通報者および被通報者の了解を得て、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。ただし、通報者および被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

4 理事長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(不正行為の防止)

第21条 理事長は、調査委員会において不正行為が認定されたときは、不正行為防止のため、不正行為と認定された事案について研究者等に周知する等、必要な措置を講じることができる。

(不正行為と認定された場合の措置)

第22条 理事長は、不正行為が認定された場合、関与が認定された者および関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された筆者が研究所に所属する者である場合、当該の者に対し、懲戒処分等および次の各号に定める必要な措置を講ずる。

- 一 当該研究に係る研究費の使用中止等
- 二 不正行為と認定された論文等の取り下げの勧告
- 三 その他不正行為排除のための措置

2 理事長は、前項により処分を科したときは、文部科学省及び配分機関等にその処分内容等を報告する。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第23条 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際して執った措置を解除する。

2 理事長は、不正行為を行わなかったと認定された研究者等の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じる。

3 理事長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が研究所に所属する者である場合は、懲戒処分等必要な措置を講ずる。また、また、その者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合は氏名公表その他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(他機関からの要請による証拠の保全)

第24条 研究所が不正行為の調査を実施する機関とは異なる研究機関であり、告発された調査事案に関する研究活動が行われた研究機関であった場合、理事長は、当該調査を行う機関の要請に応じて、告発された調査事案に係る研究所における研究活動に関する資料等を保全する措置を執るものとする。

(守秘義務)

第25条 通報窓口および調査に係る業務に従事する者(以下「調査業務従事者」という。)は、当該業務に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

(個人情報保護)

第26条 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

(見直し)

第26条 理事長は、随時この規程の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(以上)